

令和8年度 中央区ベビーシッター利用支援事業

(一時預かり利用支援)

補助金の 請求ガイド



区ホームページは
こちらからどうぞ

中央区立子ども家庭支援センター

【申請スケジュール】 年度ごとに異なります

各申請〆切日ごとにご申請をお願いいたします。

四半期	申請対象利用分	申請〆切日(必着)	区からの支払時期
第1四半期	令和8年5月分まで	6月15日(月)	7月末～8月中旬頃
	令和8年6月分まで	7月15日(水)	8月末～9月中旬頃
第2四半期	令和8年7月分まで	8月17日(月)	9月末～10月中旬頃
	令和8年8月分まで	9月15日(火)	10月末～11月中旬頃
	令和8年9月分まで	10月15日(木)	11月末～12月中旬頃
第3四半期	令和8年10月分まで	11月16日(月)	12月末～令和9年1月中旬頃
	令和8年11月分まで	12月15日(火)	令和9年1月末～2月中旬頃
	令和8年12月分まで	令和9年1月15日(金)	令和9年2月末～3月中旬頃
第4四半期	令和9年1月分まで	令和9年2月15日(月)	令和9年3月末～4月中旬頃
	令和9年2月分まで	令和9年3月15日(月)	令和9年4月末～5月中旬頃
	令和9年3月分まで	令和9年4月13日(火) ※最終申請期限	令和9年5月末

※1 申請は最終期限までは随時受付しています。各申請期限に間に合わない場合でも、申請分散のため、四半期に1度はご申請をお願いいたします。

※2 **最終申請期限を過ぎた場合は、いかなる理由でも受け付けできません。**

領収書等の提出が間に合わない場合は、申請書類(次頁①②)を最終期限(必着)までに提出いただいたあと、不足書類を4月中(具体的な期限は別途HPに掲載)にご提出ください。

【提出書類】

すべての方が必要な書類

■ 区指定の書類

- ① 中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書
兼 口座振替登録依頼書

1枚で児童3名まで申請できます。4人目以降は、2枚目の申請書をご用意ください。

- ② ベビーシッター利用内容内訳表

児童ごとに作成が必要です。【注意事項】・【記入例】をよくお読みの上、作成をお願いします。

■ ベビーシッター事業者が発行する書類

- ③ ベビーシッター要件証明書（④・⑤に要件証明書と同様の内容の記載があれば不要）
- ④ 領収書（原本）
- ⑤ 利用日、利用料、割引額の明細がわかる事業者発行の書類（④に明記されていれば不要）
- ⑥ クーポン利用や勤務先の福利厚生等で減額されたことがわかる書類（④・⑤に記載があれば不要）

該当者のみ提出が必要な証明書類

- ⑦ 障害児であることが確認できる以下のいずれかの証明書類

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳や障害児通所支援受給者証等の写し
※ 書類（手帳）名称及び児童氏名、認定日等が確認できるページの写しをご提出ください。

- ⑧ ひとり親家庭の児童であることが確認できる以下のいずれかの証明書類

- 児童扶養手当証書や戸籍謄本等の写し

※児童扶養手当証書等が有効期限内のものをご提出ください。

※戸籍謄本は申請者（保護者）と児童が記載されている申請年度と同一の発行年度であるものをご提出ください。

～申請にあたっての注意～

※1 ご提出いただいた書類は返却できかねます。

必要な方は、事前にご自身でコピーするなどしてご対応ください。（窓口でのコピーはできません）

※2 書類のご記入に当たっては、ボールペンをご使用ください。

（えんぴつや、フリクション等の消えるボールペンは使用不可です）

※3 誤って記入した場合は、修正液等は使用せず、取り消し線で訂正してください。また、修正箇所の近くにフルネームでご署名ください。

【記入例】① 申請書兼口座振替登録依頼書

第1号の2様式（第5条関係）

申請日 令和〇年〇月〇日

中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書

（宛先）中央区長

※エクセル等で作成する場合は、出力後にご記入ください。

領収書の宛名と同じ方を記入

※中央区外に転出した場合、余白に中央区での住所を書き添えてください。

●月●日 転出
〒104-0054 中央区勝どき1-4-1

申請者（保護者）	〒104-0044	
住所	中央区明石町12-1	
ふりがな	ちゅうおう たろう	
氏名	中央 太郎（本人が自署してください。）	
電話	000-0000-0000	

中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金について次のとおり申請します。
なお、申請の審査に当たり、次のことに同意いたします。

- ① 中央区がベビーシッター事業者に対し利用状況を確認すること。
- ② こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認していること。
- ③ 補助の決定に当たり、関係部署に情報照会を行い、対象児童及び児童及び申請者の各種手帳の交付状況等を確認すること。
- ④ 虚偽の申告等により補助金の交付を受けた場合、当該補助金の全額返還を求め、必要に応じて法的措置を講ずること。
- ⑤ 交付決定された補助金の請求手続を、中央区ベビーシッター利用支援事業要綱第7条第1項に規定する子ども家庭支援センター所長に委任すること。

「多胎児・障害児・ひとり親家庭の児童」のいずれかの場合はチェックを入れてください。
※チェックがない場合、通常の上限時間で補助を決定する場合がありますので、ご注意ください。

1. 対象児童 申請書1枚で児童3名まで申請できます。

氏名	ふりがな	生年月日	多胎児・障害児・ひとり親家庭の児童		
			多胎児	障害児	ひとり親家庭の児童
1 中央 きらら	ちゅうおう きらら	(西暦) 2025年4月1日 (0歳)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 中央 きらり	ちゅうおう きらり	(西暦) 2025年4月1日 (0歳)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 中央 きらと	ちゅうおう きらと	(西暦) 2018年10月1日 (7歳)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2. 利用期間 児童2名以上申請する場合は、全員の利用期間を含む日付をご記入ください。

令和〇年△月〇日 から 令和〇年△月〇日 まで

3. 申請額

利用内容内訳表の合計額を記入 260,000 255,300 円

中央 太郎

【口座振替登録依頼欄】

中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金は次のとおり振り込みます。

- 前回登録した口座と同じ口座に振り込む
- 以下の口座に振り込む

記入内容を訂正する場合は、押印ではなく余白にフルネームで署名してください。

前回登録した口座と同じ口座に振り込む場合は記入不要です。初回申請時や、口座変更時にご記入ください。

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店コード		口座種別	普通・当座
	銀行コード					
口座名義人	(フリガナ)				申請者との続柄	
	(氏名)					

右上の申請者と異なる方の口座を指定する場合はご記入ください。例：妻、子など

【提出書類チェックリスト】

以下の書類が全て揃っているかご確認ください。

チェック欄	添付書類	発行者又は作成者
<input checked="" type="checkbox"/>	利用内容内訳表	申請者（保護者）
<input checked="" type="checkbox"/>	障害児・ひとり親家庭の児童である証明書類 ※該当者のみ	
<input checked="" type="checkbox"/>	領収書の原本及び明細書 ※明細書は領収書に記載がない場合のみ	ベビーシッター事業者
<input checked="" type="checkbox"/>	ベビーシッター要件証明書	

※やむを得ず不足書類がある場合はご記入ください：

原則は、すべての書類を揃えてからのご申請をお願いします。

※ 記入例：〇月分領収書、〇/〇までに提出

【記入例】 利用内容内訳表

ベビーシッター利用内容内訳表

児童名： きらら

(対象児童ごとに作成してください)

【注意事項】

1. 児童1人当たり月20時間(多胎児・障害児・ひとり親家庭の児童は月40時間)、1時間当たり2,500円が上限です。
 ※ 年度内の補助上限時間は、144時間(多胎児・障害児・ひとり親家庭の児童は288時間)までです。
 ※ 各月12時間以上のご申請の場合、年度の途中で補助上限時間を超過しますので、ご注意ください。
2. 申請は、1日ごとに1時間単位での申請となります(1時間未満の利用は対象外です)。

(例) 2時間30分利用した場合

- ① 3時間申請(保育料全額を申請) ② 2時間まで

※ 月上限時間を越える場合など、分単位を切り上げて申請する場合があります。

実際のベビーシッターの利用料金が2,200円で補助上限額の2,500円に満たない場合、**実際の利用料金の2,200円が補助上限額になります。**

ベビーシッターの利用料金が1時間当たり**2,200円(税込)**の場合

11日 8時間×2,200円=17,600円
 ※クーポン等割引がある場合は、申請額から差し引いてください。

利用内訳(4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 ※ 上限2,500円/時間	申請額	区記入欄
11日	10:00 ~ 18:00	8 時間	17,600 円	時間 円
22日	14:30 ~ 19:00	5 時間	9,900 円	時間 円
24日	14:30 ~ 19:00	5 時間	9,900 円	時間 円
25日	14:30 ~ 17:00	2 時間	4,400 円	時間 円
				時間 円
				時間 円
				時間 円
				時間 円
				時間 円
				時間 円

22日・24日 4.5時間×2,200円=9,900円
 「**実際の利用時間×時間単価**」
 ※申請時間数は切り上げて「5時間」としていますが、**申請額は実際に利用した時間数で計算します。**

25日 2時間×2,200円=4,400円
 「**申請時間×時間単価**」
 ※月上限を超えるため、申請時間は「2時間」に切り下げています。

ベビーシッターの利用料金が1時間当たり**2,750円(税込)**の場合

1時間当たりの利用料金が2,500円以上の場合の補助上限額は、**2,500円**になります。**超過した利用料金を1時間当たりの補助上限額2,500円に満たない利用に充てることはできません。**

利用内訳(5 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額 ※ 上限2,500円/時間	申請額	区記入欄
5日	13:00 ~ 22:00	9 時間	22,500 円	時間 円
12日	14:00 ~ 20:30	7 時間	16,250 円	時間 円
18日	15:00 ~ 19:30	4 時間	10,000 円	時間 円
				時間 円
				時間 円
				時間 円
				時間 円
				時間 円
				時間 円

12日 6.5時間×2,500円=16,250円
 「**実際の利用時間×上限額**」
 ※申請時間数は切り上げて「7時間」としていますが、**申請額は実際に利用した時間数で計算します。**

18日 4時間×2,500円=10,000円
 「**申請時間×上限額**」
 ※月上限を超えるため、申請時間は「4時間」に切り下げています。

1時間当たりの補助上限額

1時間当たりの実際の保育料の時間単価が1時間当たりの補助上限額になります。1時間当たり最大2,500円までが補助上限額です。補助上限額を超過した1時間当たりの利用分については、補助対象外です。

※実際の保育料が〔実際の利用時間×1時間当たりの補助上限額2,500円〕以内であっても、1時間当たりの時間単価が補助上限額2,500円を超過した1時間当たりの利用分は、補助対象外です。（詳細は下記の(例)を参照してください。）

※早朝深夜料金等のオプション料金の考え方については、ベビーシッター事業者ごとに異なります。サービス内容及び料金設定をご確認の上、ご申請いただきますようお願いいたします。

時間単価が補助上限額以下

実際の1時間当たりの時間単価が1時間当たりの補助上限額になります。

○1時間当たりの時間単価が2,200円の保育サービスを5時間利用
→実際の利用時間5H×1時間当たりの時間単価(補助上限額)2,200円=11,000円

時間単価が補助上限額以上

実際の1時間当たりの時間単価が補助上限額を超過しているため、1時間当たりの補助上限額は2,500円になります。超過分は補助対象外です。

○1時間当たりの時間単価が3,000円の保育サービスを5時間利用
→実際の利用時間5H×1時間当たりの時間単価(補助上限額)2,500円=12,500円

※1時間当たりの時間単価が補助上限額2,500円を超過した場合に、1時間当たりの補助上限額を満たしていない時間単価に超過した1時間当たりの利用分を充てることはできません。1時間ごとの利用における補助上限額を算出し、補助額を決定します。

- (例) ・利用時間:午後7時30分～午後10時、実際の保育料:6,050円
・通常の1時間当たりの時間単価:2,200円
※深夜料金加算:通常料金×1.25倍

申請時間は切り上げて「3時間」としていますが、申請額は実際に利用した時間数「2.5時間」で計算します。

利用内訳 (2000年9月分)

利用日	利用時間 ※午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	19:30 ~ 22:00	3 時間 5,800 円	記入不要 円
			時間 円

誤

〔実際の利用時間:2.5H〕×〔1時間当たりの補助上限額2,500円〕=6,250円

※実際の保育料が補助上限額以内ですが、実際の1時間当たりの利用ごとに補助上限額を計算し、補助額を決定します。1時間当たりの補助上限額を超えた利用分は、補助対象外です。

正

(1)午後7時30分から午後9時:利用時間×1時間当たりの補助上限額(時間単価)
→1.5H×2,200円=3,300円

補助上額額 2,200円

(2)午後9時から午後10時:1H×(2,200円×加算1.25)=2,750円
→1時間当たりの補助上限額=2,500円

補助上限額 2,500円

※1時間当たりの補助上限額2,500円を超えた250円分は補助対象外となります。1時間当たりの補助上限額を超えた250円分を(1)に充てることはできません。

共同保育で利用した場合

共同保育とは・・・

児童2人について、保護者とベビーシッターが共同して保育を行うことです。
保護者が不在の状態でベビーシッター1人が複数の児童を保育した場合は対象外です。
料金の考え方については、ベビーシッター事業者ごとに異なります。
サービス内容及び料金設定をご確認の上、ご申請いただきますようお願いいたします。

※保育料が合算され、児童ごとの料金が不明な場合は、かかった保育料を利用した児童数で割って、計算します。

- 例① 1人目は通常料金、2人目以降半額の場合
通常料金：1時間あたり2,200円（2人合計：1時間あたり3,300円）
児童A・児童Bが3時間利用。

児童A(通常料金を請求)

$$2,200円 \times 3時間 = 6,600円$$

利用内訳 (2000年 4月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 13 : 00	3 時間 6,600 円	記入不要 円
			時間 円

児童B(半額料金を請求)

$$1,100円 \times 3時間 = 3,300円$$

利用内訳 (2000年 4月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 13 : 00	3 時間 3,300 円	記入不要 円
			時間 円

- 例② 1人目が基本料金、2人目以降オプション料金の場合
基本料金：2,500円 オプション料金：1時間あたり1,500円
児童A・児童Bが2時間30分利用

児童A(基本料金分を請求)

$$2,500円 \times 2.5時間 = 6,250円$$

利用内訳 (2000年 4月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 12 : 30	3 時間 6,250 円	記入不要 円
			時間 円

児童B(オプション料金分を請求)

$$1,500円 \times 2.5時間 = 3,750円$$

利用内訳 (2000年 4月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 12 : 30	3 時間 3,750 円	記入不要 円
			時間 円

裏面に続く

例③ 1人目と2人目の基本料金、オプション料金を足して半額にする場合
 基本料金:2,500円 オプション料金:1時間あたり1,500円
 児童A・児童Bが2時間30分利用

児童A(料金の半額を請求)

$$(2,500円+1,500円) \div 2人 \times 2.5時間 = 5,000円$$

利用内訳 (20〇〇年 4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 12 : 30	3 時間 5,000 円	記入不要 円
			時間 円

児童B(料金の半額を請求)

$$(2,500円+1,500円) \div 2人 \times 2.5時間 = 5,000円$$

利用内訳 (20〇〇年 4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 12 : 30	3 時間 5,000 円	記入不要 円
			時間 円

例④ 1人目も2人目も通常料金の半額
 1時間あたり3,500円
 児童A・児童Bが4時間利用

児童A(料金の半額を請求)

$$3,500円 \div 2人 \times 4時間 = 7,000円$$

利用内訳 (20〇〇年 4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 14 : 00	4 時間 7,000 円	記入不要 円
			時間 円

児童B(料金の半額を請求)

$$3,500円 \div 2人 \times 4時間 = 7,000円$$

利用内訳 (20〇〇年 4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 14 : 00	4 時間 7,000 円	記入不要 円
			時間 円